



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランス憲法における政党の地位 (二)
Author(s)	小野, 善康; ONO, Yoshiyasu
Citation	北大法学論集, 27(2), 39-66
Issue Date	1976-11-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16207
Type	departmental bulletin paper
File Information	27(2)_p39-66.pdf



フランス憲法における政党の地位 (二)

小野善康

目次

はじめに

第一章 政党・結社の自由

第一節 結社の自由の歴史の概観

第二節 現行憲法下の政党・結社の自由

第一章のまとめ

第二章 政党・結社の規制

第一節 一九〇一年法による結社の民事上の能力の規制

第二節 一九〇一年法による結社の解散

第三節 一九三六年法が規定する行政部の命令による結社の解散

第二章のまとめ(以上二七卷一号)

第三章 議会法における政党の地位

第一節 第三共和制以前の議会法における議員グループの地位

第二節 第三共和制下の議会議法における議員グループの地位

第三節 第四共和制下の議会議法における議員グループの地位

第四節 第五共和制憲法下の議会議法における議員グループの地位

第三章のまとめ（以上本号）

第四章 選挙法における政党の地位

第一節 フランスにおける選挙制度の歴史の概観

第二節 名簿投票制の採用による党派の優遇

第三節 第四共和制下の選挙法における政党の地位

第四節 第五共和制下の選挙法における政党の地位

第四章のまとめ

第五章 憲法における政党条項の設定

第一節 第四共和制憲法における政党条項設定の試み

第二節 第五共和制憲法における政党条項の設定とその意義

第五章のまとめ

むすび

第三章 議会議法における政党の地位

この章では、政党が議会議法(droits parlementaires)においていかなる地位を占めているかという問題を検討する。先ずあらかじめフランスの議会議法に由来する二つの特徴を指摘しておこう。第一に、フランスでは、政党そのものはいまだかつて議会議法の規定の対象となつたことはなく、いわば政党の議会内表現ともいえる「議員グループ」(groupes parlementaires)が規定の対象とされていることである。この議員グループは、現在においては、ほぼ政党に対応して

いるとは言えるが、しかし政党の名称と議員グループの名称が異なる場合もあり、また一つの議員グループが二つの政党のメンバーから構成されている場合も見受けられる。⁽²⁾ともあれ、議会議法が政党そのものを規定の対象とせず、議員グループを規定の対象としていることは一つの大きな特徴である。第二に、各議院の自治が強いためであろうと思われるが、日本における国会法の如きものは存在せず、議会議法の法源の中心は各議院の規則(かつては *Resolution* と呼ばれていたが、第四共和制以降は *Reglement* と呼ばれている)である。それ故この章においては議院規則における議員グループの地位を中心に考察していく。

さて議員規則における議員グループの取り扱い扱いは時代により大きな変化を示した。議員グループは、第三共和制になって、その存在が明確なものになり且つ大きな働きをするようになったが、一九一〇年の議院規則の成立迄はその存在は全く非公式なものであり、議院の舞台裏に存在しているにすぎなかった。大常任委員会のメンバーの選任を議員グループの作成した名簿を基礎にすることを内容とする、一九一〇年の議院規則が、初めて議員グループの存在を公式に認めた点で、さらに議員グループを議会議法活動の基礎として導入する態度をとった点で、画期的なものである。爾後議員グループは、ますます大きな働きをするようになり、第四共和制及び第五共和制においては、議員グループが、議会議法において特権的な地位を獲得する。議会議法が政党ないし議員グループに対してどういう態度をとるか(好意的か否か、公式に認めるか否か)は、議会議法の本質にかかわる問題であり、フランスにおける議員グループの議会議法上の地位の変化は、そのまま議会議法の重要な変質を示すものとも言える。以下、議員グループの議会議法における地位を、大革命時代以後の変化を踏まえながら、考察しよう。

(一) なぜ政党そのものを議院規則の規定の対象にしないのか。第一に、一九一〇年の議院規則制定の際の議論に見られるように、個々の議員の完全な独立を要請する声が強く、議院内のグループの方が議会外の政党よりも個々の議員の独立を侵すことが少い

と考えられたこと。第二に、フランスにおいては、伝統的に、共産党や社会党などの左派の政党においては、議院内のグループと政党との緊密な結びつきが見られるけれども、その他の政党においては議員グループと政党の結びつきはゆるく且つ流動的である。それ故、議会活動を規定の対象とする議院規則が議院内の勢力である議員グループを規定の対象としていると考えられる。

なお、議員グループについては、J. Waline, *Les groupes parlementaires en France*, R. D. P., 1961, p. 1170 et suiv., H. Maisl, *Les groupes parlementaires à l'Assemblée nationale : bilan des deux premières années de la quatrième législature*, R. D. P., 1970, p. 1005 et suiv., M. Prélot, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, 5^e éd., Dalloz, 1972, p. 794 et suiv. 参照。

(2) たとえば一九七四年四月の国民議会における——七三年三月に国民議会の選挙が行なわれた後——議員グループと政党との対応関係を例にとると次のとおりである(但し人数は正式のメンバーだけで、グループと連合した若 (apparentés) を含めていない)。

	議員グループ	政 党
多数派	<ul style="list-style-type: none"> • Groupe d'Union des Démocrates pour la République (162人) • Groupe des Républicains indépendants (51人) 	<ul style="list-style-type: none"> • Union des Démocrates pour la V^e République • Fédération nationale des Républicains indépendants
中道派 及び右 派	<ul style="list-style-type: none"> • Groupe des Réformateurs démocrates sociaux (30人) • Groupe Union centriste (30人) 	<ul style="list-style-type: none"> • Centre démocrate • Parti républicain radical et radical socialiste • Centre démocratie et Progrès
左 派	<ul style="list-style-type: none"> • Groupe du Parti socialiste et des radicaux de gauche (100人) • Groupe communiste (73人) 	<ul style="list-style-type: none"> • Parti socialiste • Mouvement des Radicaux de gauche • Parti communiste français

細菜が L'Année politique 1974. p. 332 et suiv. 及び p. 339 et suiv.

第一節 第三共和制以前の議会議法における議員グループの地位

本格的な議員グループの組織が整備されるのは第三共和制になってからであるが、それ以前にも、十分に組織化されたものとは言えないにしても、思想傾向の類似した議員同志の集まりは存在していた。ラフリエールによれば、一七九一年から始まる立法議会 (Legislative 一七九一年—九二年) において既に、議場において意見の近い議員がたまって席を占めていた。即ち、議長席の右に、フウィヤン (Fouillants) ないし立憲主義者 (Constitutionnels) と呼ばれる国王の特権に好意的な人々 (約二六〇人) が、議長席の左には、ジャコバン派 (Jacobins) 及びコルドゥリエ派 (Cordeliers) という、王権の大幅な縮少を望む人々 (両派合せて一三六人) がいた。⁽¹⁾

一七九二年九月に開かれた国民公会 (Convention) においても、思想傾向の類似する議員によるグループが見られた。⁽²⁾ 復古王制および帝政の下では、代議院 (Chambre des Deputes) においては、個人主義的傾向が支配的で、永続的なグループは組織されていなかった。⁽³⁾

革命時代の後、第二共和制において再び議院内のグループの存在が目立つようになった。この時代の議会において、ポルドー公の支持者であるレジティミスト (Legitimistes)、『パリ公の支持者であるオルレアニスト (Orleanistes)』、カトリック派 (Catholiques)、『穏健共和派 (Republicains moderés)』の諸グループが見られた。⁽⁴⁾

ところで第三共和制以前、とくに革命期においては、議会は議員グループに対してしばしば敵意を示した。たとえば共和三年の国民公会 (Convention)、『共和八年の立法院 (Corps Legislatif)』は、議席は毎月くじびぎで定めることを定めた。⁽⁵⁾ また、これは第三共和制に入ってからであるが、一八八四年には、議長が、議場において仲間 (quelques uns de ses amis) の名前で発言することを禁止し自身自身の名前で発言することを求めた。⁽⁶⁾ これらの、議員グループを敵視し、その形成を妨げようとする措置の思想的根拠は、革命期に生れた国民代表理論に基礎を置く古典的議会

制論であったと言える。⁷²⁾ この国民代表理論は、「議員は全国民の代表である」との表現の下に一七九一年憲法、一七九三年憲法という二つの革命期の憲法に、さらに第二共和制下の「一八四八年憲法において姿をあらわしたが、この理論によれば、国民が議員をとおしてしか主権を行使しえないことに対応して、議員は、選挙民の事実上の影響力をも含め、一切のものから全く自由・独立であるべきだと考えられていたのである。

(1) J. Lefrère, *Manuel de droit constitutionnel*, 2^e éd., Éditions Domat Montchrestien, 1947, p. 83.

なお、これより少し前の「一七八九年六月一七日に成立した国民議会のグループ構成について、前掲・杉原泰雄「国民主権の研究」二〇三頁以下が詳細にふれている。

(2) この度の議会においては、ジロンド派 (Girondins) が約一六〇人、それまでのジャコバン派とコルドリエ派が一つになって新たに生れたモンターニュ派 (Montagne) が二〇〇人いて、この両派の中間に位置する、態度のはっきりしない四〇〇人の議員が多数派を形成し、この人々が平原派 (Plaine) 又は沼沢派 (Marais) と呼ばれていた。J. Lefrère, *op. cit.*, p. 87.

(3) J. Waline, *op. cit.*, p. 1177.

(4) J. Waline, *op. cit.*, p. 1177.

(5) 共和三年実月 (Fructidor) 二八日のデクレ六条・七条は、両議院の議員の議席は毎月くじびきで定めるとし (具体的には、議場の入口で番号札を引く)、くじびきで定められた席以外の席についてはならない旨規定した。右のデクレは、R. Bonnard, *Les Règlements des Assemblées Législatives de la France depuis 1789*, Sirey, 1926, p. 164.

(6) 一八八四年一月二四日の議会で、Brisson が議長の時 の出来事である。Barthélemy et Duez, *Droit constitutionnel*, Librairie Dalloz, 1933, p. 537.

(7) ヴァデルは「各議員は国民全体の代表者であり、その職務は発言又は投票によって国民意思 (volonté nationale) の表明に寄与することであるが、その発言及び投票は彼の良心にしか依存しない」として、「代表原理 (principe représentatif) の純粋な姿においては、政治グループが議院の中に公式に位置を占めることは考えられない」(G. Vedel, *Manuel élémentaire de droit constitutionnel*, Librairie du Recueil Sirey, 1949, p. 415.) と言うが、フランス革命期の国民代表理論は「正に、彼の言っ

「(議員の) 発言及び投票は彼の良心にしか依存しない」代表制であった。

(8) 一七九一年憲法には、「県において任命される代表者は、県の固有の代表者ではなく、国民全体の代表者であり、代表者に対して何らかの委任 (mandat) が与えられるというものはありえない」(Constitution du 3 septembre 1791, titre III, chap. 1^{er} art. 7, M. Duverger, *Constitutions et documents politiques*, op. cit., p. 10.) との規定が置かれた。一七九三年憲法においては、「各議員は国民全体に所属する」(Chaque député appartient à la nation entière) (Constitution du 24 juin 1793, Acte constitutionnel, art. 29, M. Duverger, *Constitutions et documents politiques*, op. cit., p. 33.) との規定が置かれていた。一八四八年憲法には、「国民議会のメンバーは、彼を任命する県の代表ではなく、フランス全体 (France entière) の代表である」(Constitution du 4 novembre 1848, chap. V, art. 34, M. Duverger, *Constitutions et documents politiques*, op. cit., p. 93.) との規定が置かれていた。

第二節 第三共和制下の議会法における議員グループの地位

第三共和制における議員グループの法的地位は一九一〇年の議院規則を境に一変する。この規則は、大常任委員会の構成に議員グループの勢力を反映させるというものにすぎないが、議会法が議員グループの存在を初めて承認し且つこれに重要な役割を与えた意義は大きい。爾後議員グループが議会活動の前面に出てくることになる。

一、一九一〇年の議院規則制定以前

議員グループは、第三共和制初期になると、その組織化が進み、また議会の活動において、舞台裏においてはあがるが、重要な役割を果すようになった。⁽¹⁾

第三共和制初期において、議員グループがどのような役割を果していたか。議会法に関する E. Pierre の著書⁽²⁾に見られる、議員グループの役割を示す若干の事例を挙げておこう。

(1) 一九〇三年、下院議長レオン・ブルジョワ(L. Bourgeois)が辞職するとの噂が流れた時の左派グループの反対。

一九〇三年一〇月、下院議長レオン・ブルジョワが辭職するとの噂が流れた時、多数派を構成している左派の四グループが集まって討論し、その長たちがブルジョワに対して議長の職務にとどまるように要請した。ブルジョワはこれに力を得て辭職しなかつた。⁽³⁾

(2) 一九〇三年に、代議院の多数派を構成する諸グループの代表が法律の制定に関して話し合い、取りきめをなした事例。一九〇三年一〇月、代議院の多数派を構成する四グループの代表が、修道会による教育の全面的廃止のために有効な手段をとることを目的とする法律を成立させることで同意し、元老院の多数派の諸グループと話し合うことを決めた。⁽⁴⁾

(3) 一九〇四年一月のグループ間のとりきめによる財務官職の交替。代議院においても元老院においても、規則の上からは、議院の役員の再選に制限はなかつたが、以前から書記官 (Secretaires) については、グループのとりきめによる交替がなされていた。一九〇四年一月に財務官 (Questeurs) のポストについて、一任期毎の交替の原則がとられるに至つた。ピエールが新聞を引用して記しているところに従うと、それは次のように行われた。⁽⁵⁾

(一) 先ず、共和派の諸グループの代表が集まり、財務官の任命について討論し、交替の原則が満場一致で認められた。(二) 次いで元老院の共和派の各々のグループが財務官への候補者を選び、その候補者が、他のグループによつて受け入れられて、共同の名簿に載せられた。こうして選ばれた財務官が三年の任期をつとめることになる。

以上にあげた二、三の例から見ても、この頃、議員グループが、議院の舞台裏である程度の役割を果していることがうかがえる。また、右の(1)の例が示す、グループの長などの存在は、この頃すでに議員グループの組織化がすすんでいることを示すものである。ところが、この時代には、グループの活動はあくまで非公式なものであつた。一九〇九年一月一四日の議會で、若干のグループの間で決められたとりきめを守るために、自分に投票しないように訴える

手紙が議院に提出された時には、議長は、その手紙はグループの決定及び規律に言及しているとして、それを読み上げる前に修正することを求めたのであった。⁽⁶⁾

二、一九一〇年の議院規則の制定

議員グループの存在が、議会活動において、もはや無視しえない存在になったため、一九一〇年、大常任委員会のメンバーの選出に議員グループの意向を反映させることを内容とする議院規則が制定された。

①一九一〇年の議院規則制定の原因

先に見たように、一九一〇年頃には、既に、議員グループは、舞台裏においてではあるが議会において無視しえない存在となっていた。しかしこの議員グループは、公式には全く無視されていた。このことがとりわけ常任委員会の構成に関して大きな不都合をもたらした。

この時代には、既に、委員会制度が見られるが、特に「大常任委員会」(grandes commissions permanentes) が大きな役割を果たしていた。この委員会のメンバーの決定は議院の「理事部」(bureaux) によってなされていたが、この「理事部」のメンバーはくじびぎで選ばれていたのである。こうしてつくられる委員会が、議院全体の党派の勢力関係からかけ離れたものになることは、いわば当然のことであった。たとえば、一九二四年の選挙の直後につくられた予算委員会 (commission des crédits) においては、議院で三〇〇人の多数派が四一のポストを占め、議院で二〇〇人の少数派は三のポストしか得なかったという。⁽⁷⁾ このような、委員会の構成と議院のそれとのアンバランスは、委員会で長い討論が本会議で簡単に斥けられるという重大な欠陥をもたらしたのである。⁽⁸⁾

このような状況の下で、委員会の構成に何らかの形で政党ないし議員グループの勢力を反映させることが不可欠だとの認識が一般化した。これが一九一〇年の議院規則成立の原因である。

(四) 一九一〇年の議院規則の成立経過

一九一〇年、モヌリ(Maunoury)は大常任委員会のメンバーの選出を議員グループを基礎にして行うようにする改革案を出した。それは、議員グループの代表者が集まって委員の名簿をつくり、ついでこの名簿を掲示し、これに対して五〇人以上の反対がなければこの名簿によって指名された者が委員になるとするものであった。

この案は「規則委員会」で可決され、一九一〇年六月三〇日、モヌリは本会議に同委員会の報告書を提出した。本会議において僧ルミール(Lemire)はこの案に真向から反対した。彼は、議員は一度選挙された後は、政党や地域を代表せずフランス全体を代表する、とする古典的代表制論を強調した後、次の様に述べた。

「党の事務局という言葉を討論の基礎そのものとして、我々の討論の中に導入することは、私の意思では、普通選挙そのものに反する。それは議会議制度の機能(fonctionnement de nos institutions parlementaires)を侵害し我々議員一人一人の特権(prérogative)を侵害する」

マサビュオ(Massabiau)は、この制度はグループ内に意見の対立がある時にはグループ内少数派の権利を奪うだろうと指摘した。

またシビル(Sibille)はこう言った。

「どのグループにも所属しない我々はどうなるのか。貴方はどのグループにも所属しない議員は少数であり、その者の権利を擁護するために大きな利益を与える制度を放棄することは出来ないと言う。それに対して私は言うが、どの時代にも独立に執着した政治家は委員会(comités)に入るのを拒否した。いつの時代にも特定のグループの綱領に留保なしに同意を与えることを有益とは思わなかった政治家が法律を準備するための委員会(commissions)において貴重な協力を与えた。『全ての候補者が選挙委員会(comité)の支持を求めた後で選挙人の前に立ち、選挙人の前

で議員グループの政策へ同意を与えている』と人々は言う。しかし多くの候補者は政治グループに加入する意思をもっていないとつけ加えたことを私は明らかにしうる。我々に、貴重な独立を放棄するように強いので欲しい。』⁽¹²⁾

結局、これらの反対意見を押し切つて、本会議は委員会の草案を可決した。それは大要次の如きものである。

大常任委員会は「総会における名簿投票で」(au scrutin de liste en assemblée générale) 任命される。「グループの理事部」(Les bureaux des groupes) が、委員会のメンバーの任命の五日前に、自分のグループに所属するメンバーの委員候補者名簿 (liste électorale と呼ばれる) を議長に提出する。五〇人以上の議員の反対がなければ、この名簿が議院で承認されたものと見なされる。⁽¹³⁾

この規則は、大常任委員会の構成を、議員グループの意向に基づいて決定することを定めたものと言える。⁽¹⁴⁾

の一九一〇年の議院規則の意義——古典的代表理論の変質

一九一〇年の議院規則は、大常任委員会のメンバーを議員グループの作成した名簿を基礎にして決定することを内容とするものであるが、この規則によつても、議員が議員グループに所属しなければ大常任委員会のメンバーにならなくなつたわけではない。議員グループに所属していない議員は、委員会への自分達の候補者を選ぶために議長に請求して特別の理事部を召集してもらいそれを通して大常任委員会のメンバーになりうる。⁽¹⁵⁾ それ故この規則は議員グループに特権を与えるものではなく、議院本会議における審議や採決が議員グループの勢力を反映しているという事実に鑑み、委員会の構成に議院の党派勢力を反映させようとするものである。いわば、議会運営の都合から、議院において議員グループが存在し、これが議会の審議に大きな影響を与えているという一の既成事実を法的に追認するものにすぎないといえよう。しかし、この既成事実を法的に認めたとする点にまさにこの議院規則の最も大きな意味がある。フランス革命期の国民代表理論は、議員の一切のものからの完全な自由・独立を要請するものであつたから、

説
この理論の下では、議員グループの存在は許されないものであった。ましてやそれを法的に認めるといふことは考えられなかった。議会における審議にみられるように、一九一〇年の議院規則に対して、それが議員の自由・独立を侵すとして強い反対の聲があがったのは当然であった。それにもかかわらずこの議院規則が成立したのは、(1)の議院規則制定の原因で述べたように、議院グループの存在がそれを無視しては議会活動を考えられない程に重要なものになっていたことによる。議員の完全な自由・独立の確保と議院における党派勢力の承認とは矛盾する。一九一〇年の議

院規則は党派勢力の無視しえぬ存在を前にして、純粹代表理論の完徹を放棄したことを示すものである。かくて、一九一〇年の議院規則は、古典的代表制から半代表制への変化がはじめて議会議法にあらわれた規定として重要である。⁽¹⁶⁾
三、一九一〇年以後——議院規則による議員グループに対する特権の付与

一九一〇年の議院規則の成立以後、議員グループはますます大きな役割を果すようになり、同時に議院規則がこれに対して特権を与えるようになる。第三共和制の下では特に以下の三つの制度が重要である。

(一)「長の協議会」の創設(一九一一年)

この「長の協議会」(La conférence des présidents)は、グループの長の他議院の議長、委員会の委員長、議院の副議長、政府代表で構成され、議長によって毎週召集され、議事日程を決定することを任務とする。一九一一年一月八日の議院規則で設けられた。爾後議員グループの代表が議事日程の決定に介入することになった点で重要である。

(二)演説時間について議員グループの代表者の優遇(一九二六年)

一九二六年七月一五日の議院規則は演説時間についてグループの代表とそうでない議員との間に差別を設けた。前者には一時間、後者には一五分という配分をなした。

(三)議員グループに対する共同の政治宣言の要求(一九三二年)

(a) この規則の成立の原因

このようにグループに特権が与えられ、しかも次のようなメカニズムによって小グループが便利だが、グループの細分化をもたらした。当時「大常任委員会」は四四人のメンバーで構成され、その委員のポストは各グループの勢力に比例して配分されたから、一四人の議員に一人の委員が割当てられる勘定になった (COG (参議院) 143=14)。このことから、ある委員会のメンバーになろうとする議員が、新しいグループをつくるという傾向が生れ、グループの細分化が生じた。特に「独立者グループ」(groupes d'indépendants) と呼ばれる、政治的見解を同一にするわけではなく、委員会のメンバーになるための寄せ集まりのグループが増大したことは、この種のグループに対する非難を生じることとなった。こういう状況の下に、グループのメンバーの政治的思想の統一性を要求することによって、グループの細分化を防ごうとして制定されたのがこの議院規則である。

(b) この規則の内容

この一九三二年六月二〇日の議院規則の最も中心となる条項は次のようなものである。「グループは党の綱領 (programme) が無い場合には、議院の事務局長に対して、その全てのメンバーによって署名された、選挙綱領 (programme électoral) の代りになる、全てのメンバーに共同の政治的宣言 (déclaration politique) を提出しなければならない」(一二条)。「どのグループにも所属しない議員は、議長に対して一人でいたいという希望を通告しなければならない」(一二条)。「どのグループにも属さない議員が委員会の委員に指名されるためには、ある(委員会のメンバーの候補者の)名簿への登録について議院の賛成を得た上で、自分が選んだグループと話をつけないならない」(一二条)。

この議院規則は、グループが一定の政策を基礎として結成さるべきことを要求するとともに、議員に対して、事実

上、グループに加盟し又はこれと同盟を結ぶことを要求したものと¹⁷して重要である。

四、議員グループの役割の増大

(一)一九一〇年の議院規則の成立後も、少しの間、議員グループの存在が公然としたものになることに対しては、議院自身が、強い抵抗を示した。例えば一九一一年七月三〇日の本会議では、議院の演壇でグループによってとられた決定に言及することは禁止された¹⁸し、一九一三年十二月一日には、議院の廊下にグループの討論の記録を掲示することが禁止された¹⁹。しかし、議会は後にはこのような態度を改める。一九二五年一月二八日の本会議で社会党のブルムは演壇から、社会党グループがインフレーションについての態度を決定するために本会議の休会を要求し²⁰これが容れられた²¹。

(二)議員グループは議院の諸機関の役員を選任するにあたって大きな役割を果すようになった。一九一〇年の議院規則は大常任委員会のメンバーの選任を議員グループの作成した名簿を基礎とするものであったが、大常任委員会でない常任委員会のメンバーも実際には同じ方法で選任された²²。また、副議長、財務官、書記官といった議院の役員の選出においては議員グループが「非公式の、しかし有効な役割」を果した²³。

(三)議員グループは組織化がすすみ、「定期的に集会し」、「事態を討論し及び研究する」ようになった。また多数派にあっては、グループが、法案に対する態度や政府に対する態度を決定した²⁴。

(四)議員グループの実態について一言すると、一九三二年の議院規則制定後も少数数の議員を擁する多くの議員グループが存在した。そして、社会党、共産党の両グループを除いて、それらのグループは概して内部規律が弱いもの²⁵であった。

- (1) J・ワルレーヌは、一九〇〇年以後議員グループの活動が目立つようになり、種々の著作にそれがあらわれることを根拠にしてこの頃議員グループが組織化されるようになったと推定している。J. Waline, *op. cit.*, p. 1180.
- 一九〇〇年代初期は、この国における伝統的な諸政党が結成された時期でもある。即ち、一般に急進社会党と呼ばれている「急進共和及び急進社会党」(Parti républicain radical et radical-socialiste) は一九〇一年、S. F. I. O. (Section française de l'Internationale ouvrière) の名で呼ばれる社会党が、社会主義の諸分派を一つにして形成されたのは一九〇四年、社会党から飛び出した人々によって共產党が結成されたのは一九二〇年である。
- (2) E. Pierre, *Traité de droit politique, électoral et parlementaire*, Supplément, 2^e ed., Libraires-Imprimeries Réunies, 1910 (以下 Supplément として引用)。
- (3) E. Pierre, *Supplément*, p. 331.
- (4) この両議院の多数派のメンバーの合同の会議は結局のところ開かれなかった。元老院のニグループ (l'Union républicaine et la Gauche républicaine) が、両議院が別々に会議を開くのが憲法の建前だとして、この会議を開くことに反対した Waldeck-Rousseau の主張を支持し、この会議を開くことに反対したからである。E. Pierre, *Supplément*, p. 7.
- (5) E. Pierre, *Supplément*, p. 330.
- (6) E. Pierre, *Supplément*, p. 330.
- (7) 他の例として一九三二年二月 Arrêtage 県の Saint-Gimon の選挙活動に関して調査する為に設けられた委員会においては議院で二分の二の議員しかいない社会党が一一のポストのうち七のポストを占めた。M. R. Kheïtmi, *op. cit.*, p. 261.
- (8) これについて、Jaures は次のように言った。「草案が本会議で討論される時、委員会における、何ヶ月もの骨の折れる不毛な仕事の後、委員会が……現実から離れて (en dehors de réalité)、議院の感覚と離れて (en dehors du sentiment de la Chambre elle-même) 仕事をしつぎたことに気がついた。そして、この偶然的な仕方で行くられた委員会 (commission accidentelle) と議院とが衝突するや否や、草案はすっかりだめになるものであった。」E. Pierre, *Supplément* (1924年版) cité par Kheïtmi, *op. cit.*, p. 262.
- (9) J. Waline, *op. cit.*, p. 1183.
- (10) J. Waline, *op. cit.*, p. 1183.

- (11) J. Waline, op. cit., p. 1184.
- (12) J. Waline, op. cit., p. 1184.
- (13) 一九一〇年七月一日の議院規則一条。この規則については R. Bonnard, Les Règlements des Assemblées législatives de la France depuis 1789, op. cit., p. 499.
- (14) この議院規則の制定の際、議員グループではなく「党」という言葉を用いるべきだと主張もあったが斥けられた。この議院規則が「党」という言葉を用いないで「グループ」という言葉を用いたことについて、バルテルミーは次の三点の理由をあげた。(一)党という言葉は「鬭争の香り」(partum de lutte)をもっているため。(二)グループという言葉を用いるためには、それが議院において存在すれば足りるが、党という言葉を用いるためには、それが議院の内外において存在することを要するため。(三)党に加わらない議員から委員会のメンバーになる権利を奪わないため。Joseph-Barthélemy, Essai sur le travail parlementaire, Librairie Delagrave, 1934, p. 91.
- (15) M. R. Kheitmi, op. cit., p. 266.
- (16) 大革命時代に生れた国民代表理論においては、国民は代表者を選出しうるだけで、その他の一切の権力を行使しえず、国民に代って「国民意思」を表明する議会が全ての権力を行使するものとされ、これに対応して、議員は完全に自由・独立であるべきものとされた。この代表制 (gouvernement représentatif) の下では、国民が「その意見を代表者に強いること」は一切許されないものとされた (J. Lalrière, op. cit., p. 413.)。
- 政黨ないし議員グループは、一面で議員を拘束するとともに他面で国民の監視・影響を受ける。このようなグループの存在を議院規則が認めたことは、議会が古典的代表理論を放棄し「選挙人団が、代表者が取るべき手段に関して、自分たちの意思を表明すること及び代表者の決定に対して影響を及ぼすことを許す」(J. Lalrière, op. cit., p. 412.) 体制、議員が「その活動を選挙人の意思に服従せしめる半代表者 (à demi représentant)」にすぎない存在になる (M. Prétot, Institutions politiques et droit constitutionnel, 5^e éd., Dalloz, 1972, p. 84.) 体制である半代表制 (gouvernement semi-représentatif) を受け容れたものと見うる。
- 代表・半代表概念について G. Burdeau, Droit constitutionnel et institutions politiques, 5^e éd., L. G. D. J., 1972, p. 123 et suiv. 樋口陽一「現代の代表民主制における直接民主制的諸傾向」前掲「議会制の構造と動態」三六頁以下。フランス

における代表制の進化について R. Carre de Malberg, Contribution à la théorie générale de l'État, Tome II, 1922,

Sirey, p. 361—384.

(17) J. Waline, op. cit., p. 1187.

(18) J. Waline, op. cit., p. 1187.

(19) Joseph-Barthélemy, op. cit., p. 98.

(20) Joseph-Barthélemy, op. cit., p. 82.

(21) Joseph-Barthélemy, op. cit., p. 98.

(22) Joseph-Barthélemy, op. cit., p. 97.

(23) 一九三三年、国民議会には一七のグループがあった。Joseph-Barthélemy, op. cit., p. 96—97.

第三節 第四共和制下の議会法における議員グループの地位

一、憲法の議員グループに関する規定

政党が、第二次大戦中の抵抗運動において大きな役割を果たし、且つ、解放直後の臨時的統治機構において重要な地位を占めていたこともあって、第四共和制憲法制定当時、政党に大きな役割を与えるべきだとの考え方が極めて一般的であった。当時発表された、共産党の憲法草案、社会党の憲法草案、国民投票で承認されなかったため草案にとどまった第一次憲法草案などは、いずれも政党に言及し又は比例代表制の採用又は議員グループに関する規定の設置により間接的に政党に言及していた。一九四六年一月二七日の第四共和制憲法が議員グループに言及する三ヶ条、すなわち、一一條、五二條、九一條を設けたのはこのような経緯を経た上のことであった。

一一條は両議院は毎年通常会期の初めに理事部を選出する旨の規定であるが、この理事部の選出は「グループの比例代表の方法で」(à la représentation proportionnelle des groupes) なされるとする。

五二条は国民議會を解散した場合の政府の構成に関する規定である。下院を解散した場合、内閣は存続するが首相と内務大臣は辞任し、国民議會の議長がこの地位につく。この場合、暫定政府の首相は「政府に代表されていないグループ」の代表（つまり野党の代表）を内務大臣（*ministre d'État*）に指名すると定め²⁶。

九一条は両議院によって選ばれる「憲法委員会」²⁷の構成についての規定であるが、憲法委員会のメンバーのうち国民議會及び共和国評議會によって選出されるメンバーは、「グループの比例代表の方法で」選出されるとする。

これらの規定は憲法自身が議員グループの存在を認め、且つこれに役割を与えたものとして重要である。とくに、五二条で暫定的な政府に野党グループの代表を入れるとし、九一条で両院が指名する憲法委員会のメンバーをグループの比例代表の方法で選出するとした点は、政府や憲法委員会という、議會外の機関の構成について、国民議會の議員グループに役割を与えたものとして重要な意味をもつ。臨時政府に野党の代表を入れるとした点や、議會理事部や憲法委員会の代表を国民議會のグループの比例代表の方法で選出する点には、少数代表の考え方が見られる。もともと、この三ヶ条のうち、一一条、五二条の二ヶ条は、一九五四年一月七日の憲法法によって改訂され、これらの条文から議員グループへの言及は姿を消した²⁸。一一条の改訂は理事部における共產党の勢力を弱めようとの意図からなされたものであり、五二条の改訂は、暫定内閣の規定が政府の解散権行使を妨げていたからである。

二、議院規則による議員グループに対する規制と役割の付与 (一) 議員グループの承認と規制

第四共和制の下における国民議會規則²⁹は議員グループの存在を重視し、その構成に関する独立した章（第五章）を設け、一一条、一三条の二ヶ条をおいた。第三共和制下の議院規則と異り、いわば議員グループを正面から認め、同時にこれを一定の枠にはめ込もうとしたのである。

一二条は議員は「政治的つながり (affinités politiques)」によってグループを結成することができるとし、グループは一人以上のメンバーを擁するものでなければならぬこと、グループはその名簿とメンバーによって署名された「宣言」を議院の理事部に提出しなければならないこと、議員は一のグループにしか所属しえないことを定める。

一三条は「個別の利益、地域的又は職業上の利益の擁護」の為のグループをつくることの禁止を定める。

(二) 議員グループに対する役割の付与

一九四七年の国民議会規則はグループにいろいろな特権を与えた。憲法自身が理事部がグループの勢力に比例して構成されるべきことを規定したのは既に見た通りである。議院規則は、「一般委員会」および「特別委員会」がグループに比例して構成されること(一六条、一七条)、議事日程などを決める「長の会議」において、グループの代表はグループのメンバーの数だけ票決権をもつこと(三四条)、ある議員が、委員会で議席をもつために指定したグループからその後離れた時には、彼は当然にこの委員会に所属することを止めること(一六条一三項)などの規定がおかれた。この最後の規定はグループに対して、間接的ながら、そのメンバーに対する統制権をみとめたものと言えよう。

共和国評議会規則(一九四七年六月五日)の内容は、グループの結成は一人以上を要するとした点を除いて、重要な点において国民議会規則のそれと同じである。

三、党ないし議員グループの議員に対する支配的な地位の獲得

先に見たように議員グループに議会活動等において特権的な地位が与えられたことは、それだけで、事実上、グループの議員に対する支配権を強めることになるが、それ以上に、法的にも党ないし議員グループの議員に対する統制を認めようとの考えがこの時代にあらわれたことが注目される。

憲法委員会が審議の中で、「議員は必ず自分が所属する党と同じ名前をもち且つこの党の規律に服する議員グループに所属しなければならない」とする条項（賛成一二 反対一六）、「議員は党によって解任されるべきである」（*Les élus doivent pouvoir être révoqués par leur parti*）とする原則（賛成一九、反対一七、棄権一）を憲法に入れることを可決した。⁽⁸⁾これらの規定は、第一次憲法草案にもりこまれることなく、姿を消したが、議員の自由・独立というフランスの古典的議會会制の理念と真向から対立するこれらの規定が当時多くの人々の支持を受けたということは当時の思潮を示している。議員が、委員会で議席をもつために指定したグループからその後離れた時には、彼は当然にこの委員会のメンバーたることを止めるとする、グループのメンバーに対する統制を強化する規定が議院規則にもりこまれることになったのは、このような当時の思潮を背景にしていることなのである。

以上見てきたように、議員グループの地位は、第四共和制の下で著しく強化された。それは次の点にあらわれている。第一に、憲法自身が議員グループの存在を認め、これに役割を与えたこと。第二に、憲法が内閣や憲法委員会という議會以外の機関の構成についてさえも議員グループの存在を考慮したこと。第三に、議院規則が議員グループを重要視し、これを正面から取りあげたこと。第四に、議院規則が議員グループに対して、従前よりも大きな特権を与えたこと。第五に、議員が、グループから離れるとそれまでの委員会のメンバーたる地位を失うとする規定のように、グループの所属議員に対する統制力を強化する規定が議院規則にもりこまれたこと。

(1) これについては、第四章の「第四共和制下の選挙法における政党の地位」の中で言及する。

(2) これらの憲法草案が政党をどのように取り扱ったかという点については、第五章「政党と憲法」第二節でふれる。

(3) この憲法の法文は、*M. Duverger, Constitutions et Documents politiques, op. cit., p. 138 et suiv.* にある。

(4) この憲法委員会は共和国會議が法律の合憲性の審査を求めた場合にこれを審査する一種の司法機関である。その構成は一三人

からなり、大統領、両院議長の三人が法定メンバーとなり他は国民議会が七人、共和国評議会が三人を選出する。

(5) 一一条は「各議院は、毎年通常会期の初めに、規則に規定された条件に従って、その理事部 (bureau) を選出する」という表現に改正された。この改正は、国民議会における憲法改正案の報告者 (G. Peyrolles) の説明によれば、理事部の構成は議院の規則で定められるべき事項だとする「旧来の伝統に戻った」ものである。しかし、議院において、この憲法改訂が、議院の理事部から反対派、とくに共産党グループの代表、を排除する意図から出たものだとの声も聞かれ、国民議会における表決では、賛成四一五、反対一八一であった。C. Poutier, *La réforme de la constitution*, Sirey, 1955, p. 57 et suiv.

五二条の改訂された条項は、議会の解散が信任問題否決によって生じた場合と不信任動議の可決によって生じた場合とに分け、前者の場合には内閣はそのまま残るとし、後者の場合のみ、首相と内務大臣が辞任し国民議会の議長が首相及び内務大臣の地位につくとした。この改訂により、野党グループの代表を内務大臣として入閣させるとする規定は削除された。政府が解散を決定したばあい政敵を含めた暫定内閣に席を譲らねばならないとする改訂前の規定が、政府の解散権行使を妨げていたことが五二条改訂の理由であった。深瀬忠一「衆議院の解散」(「日本国憲法体系」第四卷、有斐閣、昭和四一年) 一七七頁以下参照。

(6) 第四共和制下の国民議会規則は一九四六年二月二日に制定されて以来何度か改訂・増補がなされた。第四共和制下の国民議会規則については、*Règlement et Résolutions réglementaires de l'Assemblée nationale*, 6^e éd., 1956, imprimerie de l'Assemblée nationale, 124-129。

(7) 第四共和制下の上院である共和国評議会の議院規則は一九四七年六月五日の議院決議 (résolution) によって成立した。この議院規則については R. D. P., 1947, p. 418 et suiv.

(8) 憲法委員会の審議については、その概要を記した。Travaux de la Commission de la Constitution, R. D. P., 1946, p. 298 et suiv. によった。

第四節 第五共和制下の議会法における議員グループの地位

一、憲法における政党条項の登場

一九五八年の第五共和制憲法には、議員グループに言及する規定は全く見られなくなったが、既述のとおり、政党に言及する条項がはじめて設けられた。即ち第四条は、「政党及び政治的集団は投票による意思表示に協力する。それ

説
論
らは自由につくられ且つ自由に活動を行う。それらは国家主権及び民主制の諸原則を尊重しなければならない」と規定した。後に（第五章で）考察するように、この条項は、法的には、政党に特権を与えるものでも、特別な規制を課するものでもなく、もっぱら精神的ないし倫理的意味のみを有するものとされている。

二、議院規則による議員グループに対する規制と役割の付与

(一) 国民議会規則のグループに対する規制

一九五九年六月三日可決された国民議会規則は第五章「グループ」というタイトルの下に議員グループを規制する五ヶ条（一九条～二三条）の規定をおいた。その主な内容を条文の要点を抜粋しながら示しておこう。

議員は「政治的つながりによって」(par affinités politiques) グループをつくることができる。五項に定めた条件に従って合同した議員 (députés apparentés) を含めず三〇人以上でなければグループをつくりえない。(一九条一項)

このグループはその構成員が署名した「政治宣言」(déclaration politique) と合同した議員が署名した名簿とを議長に手渡すことよってつくられる。これらの書類は官報において公表される。(一九条二項)

〔国民議会の理事部はその政治宣言が憲法四条の規定に反すると思われるグループによって上程された書類の官報への掲載を延期することができる。この問題は議院に提起され、議院はこの宣言を受理するか否かについて次の会期に決定する。〕(一九条三項) (本項は全訳)

議員は一グループにしか所属しえない。(一九条四項)

グループに所属しない議員は合同することができる。(一九条五項)

カッコを付した三項は憲法四条がいわゆる反民主主義的な政党を禁止しているとの理解の下に、憲法四条に反する

議員グループの結成を許さないとする規定である。この規定は、憲法に違反するとして憲法院に提訴され、憲法院は違憲であるとの判断を下したため、後に削除された。

グループは組織にかんする変更を議長に知らせ且つ官報に発表しなければならない。(二二一条)

議長は本会議場における議席の指定のためにグループの代表者の集まりを開く。(二二二条)

「個別的な利益、地域又は職業上の利益を擁護するグループ」の禁止。(二三一条一項)

「個別的な利益、地域又は職業上の利益を擁護する」結社に加入した場合、この加入が「強制委任」を受け入れることをも意味している時には懲罰が課される。(二三二条一項)

以上一九条から二三条までの主な内容を抜粋して示して来た。これらグループの規制に関する規定を第四共和制の議会議法の同様の規定と比較する時、第四共和制下のそれとは二点で異っている。第一は、グループの結成には「政治宣言」が必要とされるが、この政治宣言は官報によって公表されることである(一九条二項)。第四共和制の下では後者は要求されていない。第二は、グループの結成に三〇人以上を要すること(一九条一項)で、第四共和制の下では一四人以上であった。

(三) 国民議会規則のグループに対する役割の付与

議員グループに役割を与えた条項としては以下のものがある。

・ 理事部に関する一〇条。理事部の役員及びメンバーの選挙は「理事部の中に議院の政治的形勢を再現するよう努めて」なされる旨規定する。第四共和制の下では理事部は「グループに比例して」選出されるとされていた。

・ 常任委員会及び特別委員会の構成にかんする三三条及び三七条。これらの委員会はグループの勢力に比例して構成されるとする。常任委員会のメンバーについて、ある議員が常任委員会のメンバーになる時に所属していたグループ

プから離れた時にはこの議員は自動的に常任委員会のメンバーたることを止める旨の規定がおかれた(三八条三項)ことは第四共和制におけるのと同様である。

・グループの長の会議にかんする四八条四項。この会議は議事日程などを調整するために開かれるものであるが、ここでグループの長はグループのメンバーの数と同数の票決権をもつとする。これらの規定にあらわれたグループの役割は第四共和制下のものとはほとんど同じである。

(三)元老院規則のグループに対する規制

この規則は第二章「グループ」というタイトルの下に五条、六条の二ヶ条をおいてグループを規制している。そのうち次のものが重要である。

五条。元老院議員は「政治的つながり」によってグループをつくることができる(一項)。グループはそれに参加することを決めた「議員の名簿の元老院議長への届出」によってつくられる。グループの創設の時と元老院の改選の後、「グループはその政治活動の原則と形態(les principes et les modalités)を……示す政治宣言を公表する権能を有する」。グループの名簿は毎年十月の通常会期の初めに官報で公表される(以上二項)。グループは一人以上でなければならぬ(四項)。「個別的利益、地方的又は職業上の利益」を擁護しようとするグループをつくることは禁止される(六項)。

六条。一人以下のメンバーからなる組織はグループと「合同する」ことができる。

五条は国民議会議院規則一九条に対応するものである。それとの唯一の重要な差異は「政治宣言」について、前者では何らの条件をつけていないのに、元老院議院の規則では「政治活動の原則と形態」を示すものだと、ゆるやかではあるが「政治宣言」の内容を示している点である。このことから一つの争いが生じた。この条項がグループ形成

の自由を侵さないかをめぐって憲法院に争いが持ち込まれた。一九七一年五月一八日の憲法院判決はこの条項は「この宣言の内容に対するいかなる統制をも含んでいない」として訴えを斥けこの規則の有効なことを認めた。⁽⁴⁾

— 四元老院規則のグループに対する役割の付与

グループに役割を与えた重要な条項として次のものがある。

・ 常任委員会の構成にかんする八条。この委員会のメンバーはグループ又は「グループに所属していない元老院議員の代表」によってつくられ議長に提出された、委員候補者の名簿を基礎にして選ばれる。⁽⁵⁾ グループに所属していない者が不利な扱いをうけないようにとの配慮が見られる。

・ グループの長の会議にかんする二九条。議長は議事日程について話し合うため常任委員会の委員長、関係する特別委員会の委員長、グループの会長を集める。

第五共和制下の議会法における議員グループの地位は、第四共和制下のそれに比べて、基本的な変化は見られないが、微妙な差異があると言える。

第一に、第四共和制の下では、憲法自身が議院理事部や憲法委員会のメンバーの選任について、議員グループに特権的な地位を認めていたが、第五共和制憲法は全く議員グループに言及していない。第四共和制の下で、グループ——とくに反対派グループ——が、憲法上、余りに優遇されていたとも言えるが、ともあれ第五共和制の下で憲法において議員グループへの言及が全くなつたことは、議員グループに与えられる地位(役割)が低下したことを意味する。第五共和制憲法は政党条項を置き、政党の存在と役割を認めなければ、他面で、第四共和制憲法が議員グループに与えていた特権的地位を示す条項が姿を消したことは注目に値する。

第二に、第五共和制の議院規則は、議員グループに規制を課することによって、これを一定の方向に導びこうとした。この点で二つの規定が重要である。(一)はグループの結成にはそのメンバーが「政治宣言」に署名することを要するとの規定、国民議会規則一九条二項、元老院規則五条二項⁽¹⁾が置かれていることである。これはグループの結成は、議員のその時々都合でなされるべきでなく、一の共同の目的を以てなされるべきだとの思想を表現したもので、グループを統一ある堅固なものにしようとの意図を読みとることができる。「政治宣言」を官報に公表するとの制度を設けたことは、グループないし政党を世論の監視の下に置こうとしたものと見うる。(二)、いま一つ、議員グループの結成には三〇人のメンバーが必要であるとした規定が、グループのあり方を規制する点で、重要なものである。これはフランスの議会に特徴的な、少数数のグループが多数存在するという現象を議院規則の力を借りて変えようとするものである。この規定は実際に大きな力を發揮した。第五共和制の現実において、選挙の後グループが三〇人のメンバーを集めることが出来ずに消滅したり、他のグループと合併せざるをえなくなった事例が見られるのである⁽²⁾。

(一) この議院規則の法文は R. D. P., 1959, p. 915 et suiv.

(二) 一九五九年七月三日の憲法院判決はこの国民議会規則一九条三項を憲法に適合しないとした。その理由は「この法文は同条二項の規定及び二〇条の規定と結びついて、グループの政治宣言の憲法四条への適合性 (conformité) の評価を専ら国民議会に委ねることにより、グループ形成そのものを妨げることが可能にする」というにあった。D. 1959, J. p. 501. この判決は「少数派の権利を保護する重要な決定だ」と L. Hamon は言う(上記判決の note におよぶ)。D. 1959, J. p. 503. なお、この判決につき、別冊ジュリスト、フランス判例百選三三三頁以下参照。

(三) この元老院規則については R. D. P., 1959, p. 1198 et suiv.

(四) *Décision du 18 mai 1971, J.O. législat. 30 mai 1971, p. 5278, citée par Prétot op. cit., p. 640.*

(五) 従って常任委員会はグループの勢力に比例した構成になる。これに対して特別委員会のメンバーは常任委員会の委員長が集まりによって候補者名簿がつくられ、本会議で決定される。

(6) たとえば一九六二年一月の国民議会の選挙で *Independants et Paysans d'Action sociale* グループが三〇人の当選者を出すことができなくなつて消滅した。

第三章のまとめ

思想傾向を同じくする議員の集まりとしての議員グループは、すでに革命時代の議会から存在していたが、一九〇〇年頃からその組織が整備されるようになった(第二節)。しかし革命時代に生れた国民代表理論は議員の完全な自由と独立の要請をも含むものであり、この理論の下では、必然的に、事实上議員の拘束もたらず議員グループの存在は許されないものであったから、革命時代はもとより、議員グループが舞台裏で次第に大きな役割を果すようになってからも、長い間、議会議法はその存在を公式には認めなかった。第三共和制の下で、一九一〇年に、大常任委員会のメンバーの選任を議員グループの作成する候補者名簿に基いてなすとする議院規則がつくられ、ここに、議員グループがはじめて議会議法によって認められるに至つた(第二節)。この議院規則の成立は、議員の完全な自由・独立を要請する古典的国民代表理論の重大な変質を議会自身が認めたことを意味する。

第四共和制において、議員グループの法的地位は飛躍的に向上する(第三節)。議員グループは、憲法によって若干の役割を与えられた(憲法は、両議院の理事部の選出はグループの比例代表の方法でなされるべきこと、国民議会が解散された時につくられる暫定政府に野党グループの代表を國務大臣として入閣させること、憲法委員会のメンバーのうち、国民議会によって選出されるメンバーはグループの比例代表の方法で選出されるべきことを規定した)上、議院規則によって、議会活動の多くの領域において特権を与えられた(議院規則は、一般委員会及び特別委員会の構成はグループに比例してなされること、議事日程を決める「長の会議」において、グループの代表はメンバーの数だけの票決権をもつこと、議員がグループから離れた時には、その時属してい

説 した委員会の所屬から離れることを規定した。

論 第五共和制の下では、第四共和制の下におけるのと大きな差異はないが、憲法自身が議員グループに対して役割を

与えるという態度をやめた上、議院規則がグループ形成の要件をそれまでのものより厳しくし、「政治宣言」の官報による公表を要求し、国民議会においては、三〇人以上のメンバーを必要とする（第四共和制の下では一人以上であった）とし、グループに対する規制を強化した（第四節）。第五共和制憲法は初めて政党条項を設けたけれども、この体制の下で、議員グループの地位はかえって低下しているのである。

△ 未 完 ▽

La position juridique des partis politiques sous
la Constitution française. (II)

Yoshiyasu ONO

À la suite de numéro 1 du volume XXVII de cette Revue, on examine dans cette numéro la position des partis politiques dans les droits parlementaires.

Les groupes parlementaires, quoique non bien organisés, existaient déjà dans la période de la Révolution. Mais la théorie classique de la représentation, née de la Révolution française, revendique la liberté et l'indépendance entières des députés. En vertu de cette théorie, on tient pendant longtemps, les groupes parlementaires pour rien dans la Chambre.

Dans la III^e République, enfin, la résolution de la Chambre des Députés de 1910 prescrit une règle qui base la nomination des membres des grandes commissions permanentes sur les «listes électorales» faites par les groupes parlementaires. (Le Sénat suit ensuite cet exemple de la Chambre basse.) Cette résolution est très importante en tant que le règlement de la Chambre, qui a, pour la première fois, mentionné, donc reconnu officiellement, les groupes parlementaires.

Que le Parlement ait reconnu l'existence des groupes parlementaires signifie qu'il a abandonné, en même temps, la liberté et l'indépendance entières des députés que revendique la théorie classique de la représentation.

Sous la IV^e et V^e République, en ce qui concerne la place des groupes parlementaires, on a entré dans une étape nouvelle. La constitution elle-même mentionne le groupe parlementaire (celle de la IV^e République) ou le parti politique (celle de la V^e République), et sous ces deux régimes les règlements des Chambres donnent les prérogatives aux groupes parlementaires dans presque tous les domaines de l'activité parlementaire.